

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

母親から強く勧められて、昭和48年1月にA市B区役所で国民年金の加入手続を行い、加入当初は区役所で国民年金保険料を納付していたが、途中から納付書が送付されてくるようになり、郵便局で納付していた。納付書が送付されてきた保険料は全て納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、昭和48年1月16日に国民年金に任意加入して以降、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、60歳到達時までの国民年金保険料を前納などにより全て納付していることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられ、申立期間当時、住所や申立人の夫の仕事などの生活状況に特段の変化もみられないことを踏まえると、申立期間についても保険料を納付したものとみても不自然ではない。

また、申立人は、昭和49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を印紙により現年度納付した後に、既に納付済みであった同期間に係る国庫金納付書が社会保険事務所（当時）から送付されてきたため、当該納付書により50年12月12日に過年度納付したところ、同期間の保険料が重複納付となったが、その場合、申立期間が未納であれば、「国民年金保険料に係る還付金等の充当について」（昭和40年6月7日付け社会保険庁国

民年金課長通知) に基づき、50 年 4 月から同年 10 月までの保険料に充当し残額を還付すべきところ、社会保険庁(当時)は、51 年 8 月 20 日に還付決定し、同年 9 月 25 日に重複納付された保険料を全額還付していることが還付整理簿により確認できることから、当時、申立期間の保険料は納付されていたものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

未納であった申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料に係る納付書が送付されてきたので、使用期限は記入されていなかったが、受領後速やかにA銀行（現在は、B銀行）C支店で、納付書のとおり納付した。納付して20年以上も経過してから、「付加保険料については納付期限を過ぎていたので還付する。」というのはあまりに無責任である。還付するのではなく、付加保険料も納付済みに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

日本年金機構D事務センターは、申立人からの申出により調査した結果、申立期間の付加保険料は納付期限後に納付されていることが判明し、これは過誤納金となっていることから還付する必要があるとして、平成22年7月22日付けで、厚生労働省から申立期間の付加保険料として納付された1,200円は還付する旨を申立人に通知している。

しかしながら、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は、昭和60年6月28日に国庫金納付書により納付されていることが、申立人が所持する納付書・領収証書により確認できることから、申立期間の保険料が長年にわたって国庫歳入金として取り扱われてきたことは明らかであり、納付期限後に付加保険料を納付することはできないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年3月7日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年11月から7年2月までの標準報酬月額については38万円とすることが妥当である。

また、申立期間③について、株式会社Bの事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月31日から同年3月1日まで
② 平成6年11月1日から7年9月1日まで
③ 平成10年1月1日から11年8月9日まで

平成3年4月21日にC株式会社に入社し、11年8月に退職するまで同じ経営者の下で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②の厚生年金保険の記録が無い。入社後、社名は、C株式会社からD株式会社、A株式会社、株式会社Bと変わったが、いずれも同一の事業所であり、勤務期間中は継続して給与から厚生年金保険料を引かれていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

また、申立期間③については、当該期間に係る標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額に比べて不当に低く改ざんされている。この間の給与明細書を所持しているので、調査の上、申立期間③の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A株式会社に係るオンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成7年3月7日に、申立人を含む同社の在籍者19人全員が、6年11月1日に遡って厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理がなされていることが確認できる。

しかし、A株式会社の事実上の後継事業所である株式会社Bにおいて7年9月1日に被保険者資格を取得した12人（申立人を含む）のうち、複数の元同僚は、申立期間②においても同じ事業所に継続して勤務していた旨供述している。

さらに、E年金事務所が保管する不納欠損整理簿により平成14年11月29日にA株式会社について不納欠損処理が行われていたことが確認できることから、E年金事務所に照会したところ、当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったと考えられる旨の回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年11月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は事実に即したものととは考え難いことから、有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該遡及訂正処理が行われた7年3月7日であると認められる。

また、平成6年11月から7年2月までの標準報酬月額については、申立人のA株式会社における6年10月のオンライン記録から、38万円とすることが妥当である。

次に、申立期間③について、株式会社Bにおける申立人に係るオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、平成10年1月から11年3月までは44万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで9万2,000円に引き下げられており、申立人の資格喪失日（11年8月9日）まで継続していることが確認できる。

また、株式会社Bの元役員及び申立人を含む従業員、合わせて41人について、申立人と同様に平成11年4月8日付けで、遡って標準報酬月額が大幅に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、株式会社Bに係る滞納処分票において、当該事業所は平成10年1月から厚生年金保険料を滞納している旨が記載されている上、元同僚の供述及び当該滞納処分票に記録されている内容によると、申立人は、遡及訂正処理が行われた当時は社会保険事務担当ではなかったことが確認でき

ることから、当該訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人の標準報酬月額を10年1月1日に遡って減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、申立人の平成10年1月から11年7月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、雇用保険の記録及び元同僚の回答により、申立人がD株式会社に平成5年2月28日まで継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、D株式会社は平成5年1月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継事業所であるA株式会社は同年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①においては両事業所とも適用事業所ではないことが確認できる。

また、D株式会社、A株式会社及び株式会社Bの実質的な経営者は、所在不明のため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人と同様に、申立期間①において厚生年金保険が未加入となっている複数の同僚に照会したが、当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料を得ることはできなかった。

次に、申立期間②のうち、平成7年3月7日から同年8月31日までの期間については、A株式会社における雇用保険の加入記録から、申立人が継続して当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社は前述のとおり、平成7年3月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継事業所である株式会社Bは同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、当該期間については、両事業所とも適用事業所ではないことが確認できる。

また、上記のとおり、A株式会社の実質的な経営者は所在不明のため、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人と同様に、A株式会社において資格喪失後、同社の事実上の後継事業所である株式会社Bにおいて7年9月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる複数の元同僚に照会したが、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述及び関連資料は得られ

なかった。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、平成7年3月7日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年1月1日から8年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を、5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成8年10月1日から10年4月27日までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月1日から10年4月27日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間について、実際に支給されていた給与額に較べて標準報酬月額が大幅に低くなっている。当時、毎月5万円ぐらいの厚生年金保険料が控除されていた。給与明細書の一部を所持しているので、調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、申立期間のうち、平成5年1月1日から8年10月1日までの期間について、当初、5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から8年9月まで

は 59 万円と記録されていたところ、同年 4 月 12 日付けで 5 年 1 月 1 日に遡って、それぞれ 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、当該遡及訂正が行われた平成 8 年 4 月時点で株式会社 A に在籍していた社員のうち、申立人を含む 4 人の元取締役についてのみ、同年 4 月 12 日付けで、5 年 1 月 1 日に遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所に係る不納欠損整理簿から、当該遡及訂正が行われた当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していた状況がうかがえる。

加えて、当時、株式会社 A において経理及び社会保険事務を担当していた元同僚は、「当時は保険料を滞納しており、平成 8 年頃から督促を受けていた。」「役員については、標準報酬月額を低く届け出て、実際には従来どおりの報酬額を支給していたと聞いている。」と供述している。

また、株式会社 A に係る法人登記簿によると、申立人は、平成 3 年 8 月 31 日に取締役就任していることが確認できるが、上記の経理担当者を含む複数の元同僚は、申立人が営業業務に専任しており、社会保険の届出について把握する立場ではなかった旨回答していることから、申立人が自身の標準報酬月額の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、平成 8 年 4 月 12 日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理については、当時の保険料滞納額を減額するために行ったものと認められ、これは事実即ししたものとは考え難く、合理的な理由は無いことから、当該遡及訂正処理は有効なものとは認められない。

したがって、申立人の平成 5 年 1 月 1 日から 8 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た、5 年 1 月から 6 年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から 8 年 9 月までは 59 万円に訂正することが必要である。

次に、申立期間のうち、平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 4 月 27 日までの期間について、オンライン記録によると、8 年 10 月 1 日の定時決定及び 9 年 10 月 1 日の定時決定により申立人の標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっている。

しかし、申立人から提出された株式会社 A に係る平成 8 年 12 月から 9 年 5 月まで、同年 8 月から同年 11 月まで及び 10 年 1 月から同年 3 月までの給与明細書により、申立人は、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、平成 8 年 10 月、同年 11 月、9 年 6 月、同年 7 月及び

同年 12 月の給与明細書を所持していないが、8 年 12 月及び 9 年 11 月の給与明細書に記載されている年間社会保険料の累計額から、申立人は、8 年 10 月、同年 11 月、9 年 6 月及び同年 7 月について、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

さらに、平成 9 年 12 月については、申立人から提出された預金通帳の給与振込額又は前後の期間の保険料控除額から、給与明細書を所持している期間と同額の標準報酬月額（59 万円）に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間のうち、当該期間に係る標準報酬月額については、59 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

妻が退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、昭和56年4月頃、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が納付書で二人分を納付し、57年4月からは口座振替に変更した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が昭和56年4月頃、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、57年4月に口座振替に変更するまでは、納付書により二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、前後の被保険者の記録及びA市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに夫婦共に昭和56年度から登載されていることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続きは昭和57年4月に行われたものと推認される上、同手帳記号番号の「＊」の記号は、当時の申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）が56年12月以降に使用開始したものであり、同年4月頃に加入手続きを行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は未納であり、現年度納付された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付す

るには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無く、同収滞納リストにより、申立人は昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月までの保険料を納付書により納付し、同年 10 月分から、B 銀行の口座振替による保険料の納付を開始していることが確認できる。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで
勤務先を退職して厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、昭和56年4月頃、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、納付書で二人分を納付し、57年4月からは口座振替に変更した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年4月頃、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、57年4月に口座振替に変更するまでは、納付書により二人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できるものの、前後の被保険者の記録及びA市が国民年金の加入状況等を記録している国民年金収滞納リストに夫婦共に昭和56年度から登載されていることから、申立人夫婦の国民年金の加入手続は昭和57年4月に行われたものと推認される上、同手帳記号番号の「*」の記号は、当時の申立人の居住地を管轄する社会保険事務所（当時）が56年12月以降に使用開始したものであり、同年4月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は未納であり、現年度納付された形跡は見当たらず、申立期間の国民年金保険料を納付す

るには過年度納付によることとなるが、申立人からは遡って納付したとの主張は無く、同収滞納リストにより、申立人は昭和 57 年 4 月から 58 年 9 月までの保険料を納付書により納付し、同年 10 月分から、B 銀行の口座振替による保険料の納付を開始していることが確認できる。

なお、申立人が所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和 56 年 4 月 1 日」と記載されているが、これは、その日が、制度上、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、加入手続日やその日以降の国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年7月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月から63年3月まで

私は、大学生であった頃、父親に「20歳になったので年金をかけた方がよい。」と勧められたので、A市B区役所C支所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付し、年金手帳を受け取った。父親に年金手帳を見せると「一生使うものだから大切にしてください。」と言われたことを覚えており、その後の保険料は父親に納付してもらっていた。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳に達した昭和57年*月頃に、その父親の勧めにより国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、D県内全てについて、「E（漢字氏名）」及び「F（カナ氏名）」で検索したが、該当者は無く、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに申立人は登載されておらず、これはオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日に同番号制度が導入

された際に、申立人が共済組合の組合員であったために付番された番号であり、基礎年金番号が付番された時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年8月から63年5月までの期間、同年6月から平成元年3月までの期間、2年2月、同年3月、同年6月から同年12月までの期間及び7年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年8月から63年5月まで
② 昭和63年6月から平成元年3月まで
③ 平成2年2月及び同年3月
④ 平成2年6月から同年12月まで
⑤ 平成7年1月から同年3月まで

申立期間当時は引き続き姉夫婦と同居しており、姉が、学生であった私に代わって国民年金保険料を納付していたと話していたことを記憶している。姉は、私の保険料と一緒に姉夫婦の保険料も納付しており、ある時、母親が国民年金に未加入であることを知り、一括して母親の保険料も納付していた。姉は、きちょうめんな性格であり、申立期間の保険料を納付していなかったとは考えられないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その姉が申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、当該期間の国民年金保険料を納付するには、当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人の同手帳記号番号は、昭和63年6月頃に払い出されていることが申立人の前後の国民年金被保険者の記録により確認できる上、申立人は、同月29日付けで、初めて国民年金被保険者資格を取

得していることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、この頃国民年金に加入したものと考えられ、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立期間②、③、④及び⑤については、申立人が昭和 63 年 6 月 29 日付けで国民年金被保険者資格を取得して以降、平成 7 年 4 月 1 日にその資格を喪失するまでの 6 年 10 か月の間の 4 回にわたる申立期間である上、当該申立期間の国民年金保険料を納付するには現年度納付又は過年度納付によることとなるが、当該納付書は、いずれもコンピュータにより月ごとに作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、延べ 22 か月にわたる保険料納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人の姉又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を検証するため、申立人について、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A 県内全てを対象に「B（漢字氏名）」、「C（カナ氏名）」、「D（漢字氏名）」、「E（カナ氏名）」、「F（漢字氏名）」、「G（カナ氏名）」、「H（漢字氏名）」及び「I（カナ氏名）」で検索し、オンライン記録により、旧姓及び旧名を含め、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 10 月 28 日から同年 11 月 4 日まで
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A株式会社に勤務していた期間が相違していることが分かった。同社を離職後、株式会社Bに入社しており、空白期間は無いはずである。調査の上、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の当時の代表取締役は、「A株式会社は倒産しており、在職していた従業員は全員、倒産手続に入る前に同じ日に解雇しており、被保険者資格を喪失している。関係書類は破産管財人が全て所持しているため、当時の厚生年金保険料控除等について確認できる書類は無い。」と回答している上、当該事業所の破産管財人は、「清算が終結し、A株式会社に関する資料等は既に廃棄しており、現存していない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、オンライン記録において、当該事業所の被保険者で平成 17 年 10 月 28 日より後に被保険者資格を有している者はいないことが確認できるほか、申立人と同日に被保険者資格を喪失している者 8 人のうち、所在の分かる者に照会したところ、回答のあった複数の者は、「申立人は自分と同じ日に退職した。自分の年金記録に相違は無い。」旨の供述をしている。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、退職日は平成 17 年 10 月 27 日、資格喪失日は同年 10 月 28 日と記載されて

いるほか、上記資格喪失届には当時の代表取締役及び取締役も、申立人が資格喪失した同日に資格喪失している旨の記載が確認できる上、申立人が所持する平成17年分給与所得の源泉徴収票には、A株式会社の退職年月日は同年10月27日と記載されており、上記資格喪失届の内容と一致している。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届には、平成17年10月31日に当該事業所が破産手続開始決定を受けたため、同年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 12 月 22 日から 31 年 1 月 4 日まで
私は、昭和 29 年 4 月に A 株式会社へ入社した。昭和 33 年 10 月に退職するまで継続して勤務していたが、29 年 12 月 22 日から 31 年 1 月 4 日までの期間の記録が抜けている。休職した記憶もないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の労働者名簿によると、申立人は、同社を昭和 29 年 12 月に退社し、30 年 3 月に復社しているとの記載がある上、複数の元同僚は、「申立人は、申立期間において継続して勤務していた。」と回答していることから、申立期間の一部の期間については、申立人が当該事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 株式会社は、火災により操業不能になったことから既に解散しており、当時の賃金台帳等関係書類は現存しないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の元同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる供述を得ることはできない。

さらに、雇用保険の加入記録について B 労働局に照会したが、申立人の A 株式会社における加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和 29 年 12 月 22 日に被保険者資格を喪失し、31 年 1 月 4 日に再取得していることが確認で

き、オンライン記録とも一致する。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。